

サイバーセキュリティと情報について ～刑事訴訟法第47条と情報を「公に」の意義～

警察政策学会

刑事警察研究部会

まえがき

本資料は、令和8年6月17日、刑事警察研究部会の例会において、東京都立大学法学部教授 星 周一郎氏が、『サイバーセキュリティと情報～刑事訴訟法 47 条と情報を「公に」の意義～』と題して講演された内容をまとめたものです。

同氏は、東京都立大学法学部教授として刑事法制に関する数多くの著書、論文をお出しになっておられる傍ら、令和3年から令和7年まで警察政策学会副会長をお務めになったほか、令和7年9月からはサイバーセキュリティ戦略本部のサイバーセキュリティ推進専門家会議にも参加されている方です。

こうした知識・経験をお持ちの同氏の今回のご講演は、警察職員が日々の職務執行を通じて収集、管理する有益な捜査等に関する情報、資料等について、刑事訴訟法第47条との関係をどう理解し、対処するのかということやサイバーセキュリティ対策との関係を中心にご講演頂いた極めて示唆に富む内容であり、警察政策学会会員のみならず、広く警察関係の方々の参考に供したいと思い、本資料を作成致しました。

警察政策学会刑事警察研究部会

部会長 小野 正博

<目次>

第1	はじめに（講演をお聞き頂くに当たっての問題意識）	1
第2	論点	2
1	サイバーセキュリティの現状	2
	（1）サイバー攻撃の脅威情報	2
	（2）刑訴法 47 条の規定における「公」との関係	2
2	刑訴法 47 条の制定経緯	3
	（1）旧刑訴法 55 条	3
	（2）旧刑訴期の学説	3
	（3）現行 47 条の制定と「但書」の追加	4
3	刑訴法 47 条に関する見解	5
	（1）最判昭和 28 年 7 月 18 日（刑集 7 巻 7 号 1547 頁）	5
	（2）刑訴法 47 条本文の趣旨	5
	（3）刑訴法 47 条但書の意義	6
4	刑訴法 47 条にいう「公に」の意義	11
	（1）「公にする」とは、いかなる状況を指すのか	11
	（2）「公開捜査」との関係	12
	（3）サイバーセキュリティとの関係	12
	（4）サイバー対処能力強化法等	14
	（5）捜査書類（情報）を「公に」することの意味	14
	（6）捜査書類（公判書類）の「利用」	15
5	一応のまとめ	16
	（1）刑事訴訟法 47 条の法意	16
	（2）捜査書類（情報）を「公に」することの意味	16
	（3）サイバーセキュリティ確保との相関で個別的判断すべき事項では？	17
	[講演資料]	18

講 演

講師 東京都立大学法学部教授

星 周 一 郎

第1 はじめに（講演をお聞き頂くに当たっての問題意識）

東京都立大学の星と申します。

只今は、小野部会長様から過分なご紹介を頂き、恐縮しております。

本日皆様の貴重なお時間を頂いておりますところ、拙い内容で恐縮でございますけれども、これは違うぞといったようなことも含めてご批判を頂戴し、今後も議論のための何か礎になるところがあれば大変幸いと存じます。

本日の内容ですが、1 時間程度お時間を頂戴しているところ、サイバーセキュリティの現状については、これはもう皆様には釈迦に説法のような話ですので、簡単にお話させていただいた後、サイバーセキュリティ対策を考えていく上で、警察が、特に捜査等において得た情報というものが、残念ながらサイバー犯罪の被疑者が捕まらないままであるとか、被疑者が分かったとしても海外にいたので日本で公判を開くことが出来ない、あるいは少年事件の場合ですと刑事裁判にならずに少年審判に乗るかどうかも分からないという形になってしまうということで、そこで得られた情報が結局公にされないままになってしまうことが往々にして生じます。

プライバシーに関わる情報等々もあるわけですので、それはそれで 1 つの方向性ではあると思うのですが、そこには、今後のサイバーセキュリティ対策を考えていく上で有益な情報というのが一定数含まれていて、これを何とか活用するという事は出来ないのだろうかという問題意識を皆様方もお持ちだと思います。ただし、それについては、ご承知のように刑事訴訟法（以下、「刑訴法」と言います）47 条という条文をどのように理解すべきなのかということが問題になるわけです。

そこでちょっと歴史の話になりますけれども、刑訴法 47 条の制定経緯、同 47 条に関しては議論があったようでありなかったというところで、同 47 条ってどういう趣旨の条文なのかをまず確認したいと思います。

さらに、この刑訴法 47 条が「公にしてはいけない」と規定していますが、「公」ということの意義がどうなのかということをお話させて頂いた後に、「一応のまとめ」として、私なりのこの問題についてのまとめをお話しさせて頂きたいと思います。

第2 論点

1 サイバーセキュリティの現状

(1) サイバー攻撃の脅威情報

最初にサイバーセキュリティの現状についてお話させていただきます。

この点に関しては、警察庁サイバー警察局から、毎年「令和〇〇年度におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」という報告書で明らかにされております。

今年（令和 8 年）の 3 月にも、結果としては残念な状況になっているというご報告を頂いているところでありますが、その点については詳しくお話しはいたしませんけれども、例えば、サイバー攻撃の脅威情報ということで、いわゆる APT（Advanced Persistent Threat）と言われる、（厳密な定義ではなかなか難しいのですが）特定の政府とかそれに近いところの意向を踏まえて執拗なサイバー攻撃をするような人たちのグループ、そういった脅威というのにも相変わらずあるというような話もあります。さらには、日々の脅威としては、インターネット空間を悪用した犯罪に関しても、トクリュウによる詐欺やランサムウェア被害も相変わらずであるというような状況も踏まえて、非常に厳しい状況にあるというご報告を頂いています。

そうした中で、この今年の「脅威の情勢等」の 54 ページに、被害の未然防止、拡大抑止に向けた取り組みというのが重要だとする記述があります。当然のことながら、皆様方による大変なご尽力を頂いているサイバー事案の検挙に向けた取り組みに加えて、攻撃者や犯行手口等の実態解明の重要性、あるいは被害の未然防止・拡大防止対策等の推進ということも併せて行っていかなければいけないということも明らかにされており、これについても異論がないところかと思えます。

(2) 刑訴法 47 条の規定における「公」との関係

そうしますと、犯人が検挙されたけれども、起訴猶予になる場合、あるいは少年事件だからということで、少年手続の方に行って家裁での対応ということで終わるような場合、あるいは多くの犯人未検挙の事案について、先に申し上げましたように、捜査等で得られた情報というのを有効活用するということがあり得るのかということになります。

それに関しましては、刑訴法 47 条に、

「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。

但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」

とする条文があります。

公判が開廷されれば、当然、裁判公開の原則で公になりますが、それまでは公にしてはならないとしています。

ただし例外があるわけですが、その際の公益上の必要、その他の事由というのはどういう場合なのか、相当と認められる場合はどういふのがあつたのか、あるいはそれを誰が

判断するののかといったところが問題となります。そうした点についても、本日、お話をさせていただければと思います。

2 刑訴法 47 条の制定経緯

まず、刑訴法 47 条の制定経緯についてお話しします。

(1) 旧刑訴法 55 条

刑訴法 47 条の規定の前身については、大正 11 年（1923 年）に成立しました旧刑訴法 55 条に遡ります。そこでは、

「訴訟に関する書類は公判開廷前に於いては之を公にすることを得す」

と、現在の 47 条本文とほぼ同じような規定内容となっていました。

当時、なぜこの規定が設けられたのかは、よく分からないところがあります。ただ、それ以前の治罪法あるいは明治刑訴法の時代には、訴訟に関する書類をどう扱うかという規定が全くありませんでした。ところが、それについて支障が生じ、書類に関する規定を制定する必要があるとする流れがあり、その中で、開廷前は公にしてはならないという条文が入ったというような事実があったようです。

その際に、公判開廷前の段階で訴訟関係の書類の内容を公にすることについて、結局これは訴訟関係者の名誉を毀損することがあり得る、あるいは回復出来ないような損害を被らせる恐れがあるので、その扱いについては十分に留意して下さいという趣旨の規定だという説明は、当時の立法資料にもありました。

(2) 旧刑訴期の学説

ただし、旧刑訴期の学説をみると、この規定の意味を巡って、若干の見解の相違というのはあったようです。

1 つには、戦前の検事総長もされた小山松吉（まつきち）先生は、①訴訟関係者を中心とした名誉・秘密の保護の必要性というところからこのような規定があるのだということで、公判開廷後も、裁判公開原則は旧憲法 59 条（現在の 82 条と同じような規定）のような場合以外になるべく公表は許すべきではない、秘密が含まれている書類になるのだから、そこは十分注意すべきであるというようなことを主張され、そのようなことが実務的には考えられていたようです。

これに対して牧野英一先生は、前記の①の要素（訴訟関係者を中心とした名誉・秘密保護の必要性）というのはもちろんあるけれども、それに加えて②社会の安定を図る必要性がある、訴訟関係の書類をむやみに公示してしまうと、人心動揺の弊害というのが起こり得るので、それを防ぐというのが旧刑訴法 55 条の規定の趣旨であるということを主張されていました。

他方で、同じく実務家でもあった平井彦三郎先生は、③公判審理上の障害の発生を防

止するという趣旨が旧刑訴法 55 条であると、特に捜査であるとか、戦前にあった予審というのとは秘密主義というのが徹底されているわけで（捜査に関しては現在も秘密に行うべきだという規定はありますけれども）、そことの関係で、公判が開廷される前には、関係の書類というものはむやみに公にしてはならないという趣旨の規定であるという理解をされていました。

このように、この時代でも、必ずしも理解は統一的なものではなかったようです。

そうした中で宮本英脩先生はちょっと面白いことをおっしゃってまして、④旧刑訴法 55 条に、現在の刑訴法 47 条但書に相当する規定はないにもかかわらず、社会的に影響を及ぼさない書類あるいは情報ということであれば、これは公にしてもよいのではないかというようなことを主張されていました。

例えば、訴訟関係の権利者（弁護士も含めてということだと思うが。）が書類を閲覧したり、謄写したりする場合には、これも許されてしかるべきではないかと、あるいは、戦前は糾問主義といいますか、職権主義の訴訟構造だったわけですが、裁判官が取り調べを行う必要上、関係者等に訴訟に関係する書類を提示したり、内容を告知するといったようなことは、この公判をスムーズに、円滑に行うためにも必要なのではないかといったようなことをおっしゃっていたというのが、ちょっと関心を引くところです。

ただ、以上は私自身が探し得た見解のほぼ全てであり、概して議論は低調だった、というのが戦前の経緯です。

（３）現行 47 条の制定と「但書」の追加

次に、現行刑訴法 47 条になった制定経緯については、事実関係からみますと、かなり偶然の要素が強かったという状況があります。

憲法が新しくなって刑訴法を変えなければいけないという形で、戦後ほどなく現行刑訴法の制定作業が始まったというのはご承知のとおりですけれども、第 1 次草案から第 6 次草案までは旧刑訴法 55 条の内容がそのまま維持されている状態、すなわち、現在の刑訴法 47 条の本文が規定されているだけという状況でした。

ところが、改正作業が日本国憲法の施行の日までに間に合わなかったので、急遽、「刑訴応急措置法」を作って当面の対応をしたというのもご承知のとおりですが、これがひと段落してから再び改正作業が行われ、再開された第 7 次草案に但書が追加されて、それが現行刑訴法 47 条になったという経緯があります。

ここで刑訴法 47 条但書が入った理由というのは、主に 2 つありました。1 つには、国政調査権との関係で国会法が成立して、国会が捜査機関に捜査中の記録を取り寄せるということがあり得るということで、その場合に本文の規定のままだけでは不十分だということです。もう 1 つは、裁判所が民事訴訟や刑事訴訟が同時に行われるような場合に、起訴前の記録を取り寄せて審理を行う場合があるだろうということです。以上の 2 つの

理由から、この但書が追加されて、それが現在の刑訴法 47 条但書になったという経緯がありました。

3 刑訴法 47 条に関する見解

次に、刑訴法 47 条に関する見解という項目に入りたいと思います。

(1) 最判昭和 28 年 7 月 18 日（刑集 7 巻 7 号 1547 頁）

刑訴法 47 条の意義に関しては、戦後ほどなくの昭和 28 年 7 月 18 日に最高裁判決が出され、これがリーディングケースとなります。

これは起訴状に、共犯者とされている起訴前の捜査中の者の供述内容が書かれていたということで、捜査中の者の供述内容の記載が起訴状に載るとするのは、刑訴法 47 条の関係からおかしいのではないかとすることを争った事案のようです。

結果的には、これは許されるということになったわけですが、その際に、最高裁として、刑訴法 47 条本文の規定は、訴訟に関する書類が公判開廷前に公開されることによって、「①訴訟関係人の名誉を毀損し、②公序良俗を害し、または③裁判に対する不当な影響を引き起こすことを防止する趣旨」であるということを示唆されて、これは、現在、判例の見解には一応なっています。

ただ比較的最近になって、民事や国賠訴訟などで争っている原告あるいは被告の立場にある人が、自分が刑事事件で取り調べを受けた際の書面のうち、公判に出されなかった書面について、自分の裁判を有利に進めるために開示してもらえないかとして、民事訴訟法上の文書提出命令の申し立てをし、その際に刑訴法 47 条との関係がどうなるかということが争われる事案がいくつか起きています。

そこでは最高裁昭和 28 年判決の③の要素が微妙に変わっており、「裁判に対する不当な影響」とされていたのが、判例変更にはなっておりませんが、「捜査、刑事裁判が不当な影響」を受けるなどの弊害の発生を防止するという表現になっていて、捜査という観点も入るようになっていきます。それゆえ、最高裁昭和 28 年判決は、狭い意味での公判手続ということだけではなくて、捜査手続を含む趣旨だというように、判例では理解されているということになるかと思います。

(2) 刑訴法 47 条本文の趣旨

それを踏まえて、刑訴法 47 条の本文の趣旨ですが、先にみた最高裁昭和 28 年判決の判決文は、実は、団藤重光先生の『條解刑事訴訟法(上)』に書いてあることが、ほぼそのまま引用されたものとなっています。それゆえ、団藤説が、この理解の 1 つの柱になるということにはなります。しかし、現行刑訴法の立案担当者の 1 人であった野木新一検事は、①訴訟関係人の名誉棄損の防止がその趣旨であるとするのは団藤先生の考え方と

同じなのですが、③の要素の言い換えなのかもしれませんが、証拠収集の妨害が起こるようなことがあっては困るとされ、捜査の密行主義との関係でこの刑訴法 47 条を理解されていたようにも思われます。

これに対して、京都大学の平場安治先生は、①訴訟関係人の名誉棄損の防止のみで考えていけばよいということを主張されていました。すなわち、実は、この刑訴法 47 条本文の趣旨についても、必ずしも理解が一致しているわけではないという現実があります。

(3) 刑訴法 47 条但書の意義

続きまして、刑訴法 47 条の但書の意義について検討します。

「但し、④公益上の必要、⑤その他の事由があって、⑥相当と認められる場合はこの限りではない。」

と便宜上④⑤⑥の 3 つの要素に分けて説明します。

ア ④「公益上の必要性」

まず④「公益上の必要」ということに関しましては、国会法 104 条との関係で、国政調査権あるいは国会の記録提出請求権との関係で、公益上の必要が認められる場合があるということになっているわけです。しかし、これもご承知のように、浦和充子事件（昭和 24〔1949〕年に、ある地裁判決の量刑判断に対して参議院法務委員会が「量刑が不当である」旨の決議を行ったことが問題とされた事案）をきっかけに、その刑事司法に対して国会があれこれ介入するというのは必ずしも好ましくないということで、司法権の独立との関係が、むしろ逆に問題になってくることになり得ます。そのため、公益上の必要性が認められる 1 つの場合であることは間違いないのですが、これが根拠となることは、実はそれほど広くないように思われます。すなわち、結局のところ、司法権の独立を侵害すると言いますか、むしろ現在国会では「捜査中の案件ですから、答弁を控えさせていただきます」という対応が圧倒的に多いわけです。そういった点も含めて、合理的な裁量で決められるべきだというのが『大コンメンタール刑事訴訟法』等での見解になっています。

それから第 1 の要素として、他の裁判所からの開示要求で、急速を要する場合には、司法権の適正な実現という分脈の中で公益上の必要があるということで、これは現在でも現役の見解ということになります。ただその中で、1 つ興味深かったのが、先にも述べた、立案担当者であった野木新一検事が、「社会教育のために必要な場合」も該当するという見解を述べていたことです。

これは、戦後、刑事訴訟法がかなり変わって来て、特に刑事司法の現場で、戦前のやり方から戦後の新しいやり方に変えていかなければいけないという時に、生の事件資料に勝る教材はない、おそらく社会教育といっても、今でいう主権者教育みたいなことまでは多分考えられていなくて、刑事司法、あるいは弁護士の方も含めてといったことですが、そういった教育のためにも使えるものではないかという見解であったと

推測されますが、そういった見解が示されていたということは、ちょっと興味深いなと思っています。

イ ⑥「その他の事由」

次に、⑥「その他の事由」についてです。

「その他の事由」というのは、結局は「公益上の必要に準ずる事由」ということになります。この点について、現在有力な『大コンメンタール刑事訴訟法』等によりますと、例えば、民事裁判から急速を要する場合ではなくても他では代替出来ないような捜査書類のようなものを取り寄せる必要があるといったような場合には、その他の事由に該当するだろうとされています。

これに対して、その他の事由に該当するかどうか争点となって、現在、原則として認められないとされているのが、勾留理由開示請求との関係です。刑訴法 47 条但書が施行された直後、自分が勾留理由開示をする意味があるのかどうかを判断するために訴訟関係の書類を見せてくれという請求が結構あったようなのですが、これに関しては、そういう趣旨での開示は刑訴法 47 条の意図するところではないということで、実務的にはこれは該当しないという見解が定着しました。あるいは、被害者が民事訴訟を起こすかどうかの準備のために刑事記録を示してほしいという主張に対しても、刑事裁判というのは公益目的で行うもので、民事の損害賠償を求めるということとは異なるということで、これもやはり認められないという理解になっています。

それからもう 1 つ、「都度判断」と位置づけられると思いますけれども、報道機関からの開示要求があった場合にはどうなのかということも、問題となり得ます。現在の実務では、報道機関が開示請求したからといって開示をするということはないわけですが、必要性に関しては裁判所の裁量の余地があり得るのではないかとということで、報道の自由というところに配慮したような見解が、有力に主張されています。

ウ ⑦「相当と認められる場合」

それでは、⑦「相当と認められる場合」というのはどういう場合なのでしょう。

これは結局、数多ある比較衡量ということになり、刑訴法 47 条但書においても例外でないということです。一方の局では、公にすることの利益がどの程度あるのか、これに対して反対の局では、それによって生ずることが予想される弊害というものが、どういった性質のどのようなものなのかということになります。すなわち、公にすることの利益としては、その目的であるとか、その目的達成のための必要性の有無、程度などが考えられます。また、生ずることの予想される弊害としては、現在は圧倒的に名誉やプライバシーの侵害という要素が強調されているわけです。

それと、もう 1 つの要素として、その事件が起訴されて第 1 回公判が開かれますと、そこでは少なくとも公判提出証拠というのは公にされることになります。ですので、そこでいずれ公にされるということが予想される情報であるかどうかということのバランスというのも、起訴前の段階であったとしても公にすること認めるべき要素なの

ではないのかという、刑事司法の公益性の観点というのを入れるべきではないとする見解も見られるところです。

また、相当性の判断者につきましては、事件の係属、あるいは係属することが想定される裁判所が相当性の判断権者だという学説も一部にありました。

しかし、そういう考え方によりますと、刑訴法 47 条但書は、起訴された後第 1 回公判が開かれるまでというところでは、どこが事件の係属する裁判所なのかが分からないということになり、かなり射程の狭い規定ということになってしまい、これはやはりおかしいだろうと思われます。現在では、立案担当者もそうですし、判例・通説の考え方もそうですが、当該書類の保管者が相当と認められるかどうかを判断するという見解がとられています。そして、その際には名誉であるとか、プライバシー侵害の恐れ、あるいは捜査、公判への影響であるとか、そういった要素を考慮しながら保管者の裁量的な判断によるべきだというのが、判例の見解になっていると整理できます。

エ 近年の最高裁判例

以上で概観してきたところを踏まえて、最近あった 4 つの判例について一応事案だけ簡単に見ておきたいと思います。

(ア) 「最決平成 16 年 5 月 25 日（民集 58 巻 5 号 1135 頁）」

これは損保会社が、保険金詐欺があったということで起訴された被告人に対して不法行為に対する損害賠償請求をしたところ、被告の立場に立たされた X が、自分は、保険金詐欺の共謀はしていないなどと主張して、捜査の対象になった際に、公判に提出されなかった X の供述調書をこちらの裁判で使いたいとして、保管者である検察官に文書提出命令の申し立てをしたという事案です。

当初、検察官は文書提出命令には応じなかったために訴訟になったわけですが、ここでは裁判所としては必要性ということに関して、当該書面は X の主張事実を立証するのに必要不可欠な書面とは言えないと、さらにこれは共犯者がいたとされている事件で、共犯者や第三者の名誉、プライバシーの侵害の恐れがないとは言えず、予想される弊害という観点で相当性があるかを考えると、保管者である検察官の提出拒否の判断というのは裁量権の逸脱や濫用したものではないということで、開示しなくてもよいということが認められた事案です。

(イ) 「最決平成 17 年 7 月 22 日（民集 59 巻 6 号 1837 頁）」

2 つ目の判例として、最決平成 17 年 7 月 22 日があげられます。これは、公安事件において、警視庁による搜索差押を受けた X がその搜索差押は違法だということで国賠訴訟を申し立てた事件で、その際に警視庁が持っている搜索差押許可状について文書提出命令の申し立てをしたという事案です。

この事案では、国とか千葉県の行政幹部へのテロ事件で、他の被疑者が不詳であるとか、あるいは検挙されていないということで捜査が継続中だったという事情がありました。

このような中で、当初、警視庁が文書提出命令に応じなかったということで訴訟になったのですが、これは提出すべきであるとする判断が下されました。

必要性としては、④のところにありますが、当該令状等は、搜索差押の違法性を主張する X の主張にとって必要不可欠なものではないが、搜索差押が適法に執行されたかということに関する客観的証拠であって、手続違背の有無を取調べる必要は認められるものであるとされました。

それから弊害ということに関しては、本件の搜索差押の対象となった X ら以外の名誉やプライバシーを侵害するような事情は認められないし、令状ですので、1 回は関係者には呈示しているものであって、改めて秘匿すべきような書類ではないので、捜査継続中とはいえ、今後の捜査や公判への悪影響が生じるとも認められないとし、そうすると警視庁の提出拒否の判断というのは裁量権の逸脱、濫用に当たるとされたものです。

(ウ) 「最決平成 19 年 12 月 12 日（民集 61 巻 9 号 3400 頁）」

次に、3 番目の判例として、最決平成 19 年 12 月 12 日があります。これは性犯罪で逮捕、勾留された後、結局不起訴処分になった X が、検察の行った勾留請求が違法であると主張した国賠訴訟において、勾留請求の資料となった被害者の告訴状あるいは被害者の供述調書の提出を請求したところ、検察は、当初これを拒否したという事案です。これに関しては、その勾留裁判が、その後の準抗告で取り消しとする判断が下されているということもあって、この勾留請求の根拠となった資料を取り調べる必要性というのはこの国賠訴訟では大きいと評価されました。

これに対して、この事件は性犯罪ですので、通常であれば、告訴状等を民事裁判で開示するということは名誉、プライバシーに対する侵害の程度が大きいということになります。けれども、本件では、被害者が、X が刑事処分を受けなかったということに納得いかないということで X に対する損害賠償訴訟を提起していて、その意味では、自分に関する情報が民事訴訟という場面で公になることについて同意していると思われるという事情がありました。

さらに、本件では、国側が本案訴訟で被害者の供述内容等を詳述した検察官陳述書というものを既に提出していることもあり、その中に不起訴処分・陳述書というのは被害者の供述聴取に沿った内容のもので、捜査や公判に対する不当な影響が与えられるとも言えないだろうと判断されています。そうしますと、検察庁の提出拒否判断は、裁量権の逸脱、濫用に当たるとされたものです。

(エ) 「最決令和 6 年 10 月 16 日（判タ 1533 号 22 頁）」

最後に、4 番目の判例は、最決令和 6 年 10 月 16 日です。これは、業務上横領で無罪判決が確定した X が、逮捕、起訴等の違法性を主張して国賠訴訟を起こしたという事件です。

この事件で「共犯」とされた A の取調べの際の録音録画の記録媒体について、公判に提出されなかった部分の文書提出命令の申し立てをしたというものです。当初、検察は提出を拒否したけれども、争点となった検察官の言動について、A に対する取調べ状況の記録というのは最も適切な証拠であって、確かにこの記録媒体の一部が反訳（文字化）されているとか、あるいは人証という形で代替することは困難である、この録音録画の記録自体を取調べる必要性はあるとされました。

また、その及ぼす影響という部分については、A の供述で、X が冤罪となったことについての損害賠償で、A の供述がそういう事態を招いたということで、訴訟上の和解が成立しているという事情もあり、A 自身が自分の取り調べについての記録媒体の証拠採用には反対はしていないし、X もその A のプライバシー保護に配慮するということについて A との間で合意をしているという状況もありました。さらに X については無罪判決が確定していて、X 以外の捜査や公判が行われているということも伺われないということなので、国側、検察側の提出拒否の判断は裁量権の逸脱、濫用に当たるとされたものです。

（オ）近年の最高裁判決に関する「まとめ」

これらの 4 件の判例について、「まとめ」としてどういうことが明らかになるのかを示す必要があるのですが、事案ごとの個性が強いものですから、なかなか共通項を見出すのが難しいようにも思います。

ただし、その中でも、1 つには、いずれも国賠も含めた訴訟の場にこういうものを提出することが適切なのかどうか、既に行われている訴訟においてこういうものを提出することが適当なのかという文脈で争われたということは共通していると思います。

その際に、必要性ということに関しては、公にする目的、必要性の有無、程度というのはかなり相関的な判断、かなり柔軟な判断がされているということが言えます。

すなわち、訴訟目的の達成に必要ながあれば必要不可欠性というところまでなくても公にすることが認められる場合があり得るというのが 4 件の判例の分析結果なのかなと思います。

公にすることによって予想される弊害については、関係者らの名誉、プライバシーの保護というのが相対的に重視されています。ただそれも、文書の記載内容や性質、例えば、令状というのはそもそも関係者に提示することが予定されている書面なので、これは公にすることによって生ずる弊害というのは相対的に少ないだろうと、あるいは公にする文脈（被害者との関係であるとか、第三者との関係であるとか）、それから当該文書に関係する当事者らの行動や意向等で新たな侵害がそれによって生じるのかといったことが、事案に即して判断されていると言えます。

さらに相当性ということに関しては、捜査継続中であったとしても相当性が認められる場合があり得ること、すなわち、捜査に対する不当な影響が何もないのであれば、公にすることが認められるということが明らかとなっています。

以上に見てきたところからは、立法当時、立法の根拠となった国政調査権の関係であるとか、裁判所側からの請求で公に出来るという理解よりは、やはり、公にできると認められる範囲が広がっているという現実はあるという整理は出来る、というように理解しています。

4 刑訴法 47 条にいう「公に」の意義

次に、刑訴法 47 条による「公に」の意義について検討したいと思います。

(1) 「公にする」とは、いかなる状況を指すのか

刑訴法 47 条の条文を改めて確認致しますと、

「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない。」

と規定されているわけですが、ここにいう「公に」ということは、いかなる状況を指すのでしょうか。

従来の議論について改めて確認しますと、特に立法当時からしばらく言われていた議論では、それが認められるかどうかは別として、実は結構いろいろな層、といいますか、レイヤー（文脈、階層）での「公にする」という事態が想定されていたように思われます。例えば、勾留理由開示請求をするかどうかの判断をするために公にするということは、実際には出来ないとされていますが、それをいったん度外視しますと、これは当事者への開示という意味で「公にする」という形になると思います。

それから、裁判所が資料として取り寄せるとするのは、裁判する、あるいは裁判公開の原則で、法廷で明らかになるという意味での「公にする」という意味であり、当事者への開示というよりは、かなり公になる部分が広いだろうということになります。

さらに、国政調査権との関係ということでみますと、そもそもの立法趣旨からすると、これは国会審議等で明らかになるという形でかなり公になるという程度が広がるだろうと思います。

最後に、メディアからの開示請求です。メディアを介した「公にする」、これは、世間一般が知ることになるという意味では、最も影響力の大きい「公にする」ということになります。

ところが、従来、これらの様々な場面が考えられる「公にする」ということの意義については、特に区別されずに議論されて来たように思われます。

これらは、「公になる」という程度、レベル感が違いますので、名誉やプライバシーへの影響のレイヤー（層）というのが相当異なるはずの場面が、一緒になって議論されていたのではないかなという疑問が生ずるようにも思います。

(2) 「公開捜査」との関係

ここで話しすることは、むしろ本日ご出席の皆様方に私の方から聞きたいくらいなのですが、例えばいわゆる公開捜査についての問題です。

指名手配などで、被疑者の情報を明らかにすることがあります。これも公判の開廷前に訴訟に関する書類（情報）を明らかにしているということになると思います。ただし、これは、むしろ犯人を見つけてほしいということで、世間に積極的に知ってもらいたいということですよ。

また、令和 8 年 5 月に発生した兵庫県たつの市での母娘殺害事件では、結果的に殺人犯人であった人物が、警察に対して「人を殺しました」ということ言ってきたわけですが、警察がそれを相手にしなかったため、行方不明となり、結果として死亡しているのが見つかった、ということがありました。そこで、なぜ警察がその人物の言うことを相手にしなかったのか、という原因を報じた新聞記事のなかには、その人物が「意味不明なことも呟いており」といったことを記載したものもあるわけです。これは、その人物に精神疾患の影響があったのではないかという、すなわち、その人物にとってはかなりプライバシーの利益に影響するような事項でもあるわけですが、それも、必要があれば、こういう形でメディアに公にされているという状況もあるわけです。

もちろん、これは、2 人の方が殺されたという重大な事件ですので、犯人検挙の法益が上回るという判断のもと、刑訴法 47 条但書に基づいて、これを公に出来ている理解で良いのだろうか、ということですよ。

この問題も、実はあまり整理はされていないのかというか、私が見た文献の限りではほとんどそういうことは書いていないという現状があるように、私自身は理解しています。

(3) サイバーセキュリティとの関係

ところで、今回、このテーマでの研究のようなことをさせていただいたのは、サイバーセキュリティとの関係が背景にあります。

これもつい最近ですが（令和 8 年 6 月）、海外のハッカー集団が、サイバー犯罪で得た暗号資産（仮想通貨）を「AudiA6」というミキシングサービスを使って資金洗浄（マネーロンダリング）をしていた事案について、国際共同捜査に参加していた警察庁がサービスの解析に貢献し、壊滅につなげ、犯人検挙に至ったという大きなニュースがありました。

サイバー犯罪に関する国際捜査ですと、当然のことながら、捜査協力をしている中で警察庁にも重要な書類（情報）というのもありますでしょうし、率直に言うと、警察庁が持っている技術力が相当程度、犯人検挙に貢献しているのではないかなということが想定されるわけです。ところが、その犯人を日本で捕まえて起訴することが出来れば、日本で公判を開廷することが出来るので、少なくとも検察官が証拠として公判に提出したも

のは、当然公に出来ることになるわけです。しかし、犯人が国外で検挙されて、国外で訴追されたという場合になりますと、直ちには「公にする」ことが出来ないというのも、少しおかしいかなという判断もあり得るように思います。さらに、特に、こういった事案での捜査資料について、もちろんこのマネーロンダリングの管理者のプライバシーまで暴く必要はないわけですが、彼らがどういう形でミキシングをしていたのかということは、サイバーセキュリティの関係でも、サイバー利用犯罪の対策ということからも、非常に重要な意味を持っているわけです。ところが、犯人が国外で訴追された場合には、これらの捜査書類（情報）が、犯罪対策等に全く使えないというのは、やはり違和感を覚える話であるようにも思います。

ただ他方で、サイバーセキュリティの関係でみますと、いわゆるサイバー攻撃、ランサム攻撃などを受けて、会社のシステムがダウンしてしまうという被害については、昨年（令和7年）、アサヒグループホールディング（以下、「GHD」と言います）とアスクルの大きな事案があったことはご承知のことと思います。これに関して、日経新聞の記事などから得られる印象をみると、率直なところ、両社の対応には、かなりスタンスの違いを感じざるを得ませんでした。

攻撃被害にあったということで、アスクルの方では、私の確認した限り第13報まで逐次情報を公開して、被害の状況なども開示しています。

これに対して GHD の方では、ちょっと動きがそこまではいっていなかったような印象であり、私の見る限り情報開示も少し遅かったような感じがしています。それはもちろん、企業としてはレピュテーションリスク（風評リスク）というのは非常に大きな問題でもありますし、サイバー被害の攻撃があった際にどういう情報をどこまで提供するというのが適切なのか、これは被害の実際の状況にもよりますし、さらに会社の内部資料や取引先の資料なども、捜査機関に相当数出すことになる場合もあり得るわけですので、そこで慎重な判断が必要となるということも、もちろん理解できます。

ただし、少し違う文脈での問題になりますが、かつて、性犯罪が全部、親告罪ではないと改正された時に、そのような改正をしてしまうと、性犯罪の被害者の意思に反するような立件というものもされてしまうのではないかという懸念もあったわけです。もちろん、事件の性質によっては場合によってはそういうこともあり得ないわけではない、そもそも従来でも、致傷事案とか共犯のいる事件では親告罪から外れていたわけですが、しかし、現実問題としては、被害者の意思に反してまでも取り調べをしたり、起訴したりという対応は行っておらず、訴追裁量も含めて適宜対応しているという現実もあるのではないかと思います。

そうしますと、サイバーセキュリティの関係であっても、警察に仮に情報が入ったとしても、それを公にするかしないかという判断で、被害者の意思に反した情報の扱いがされることはないはずなのですけれども、そこもまだ十分な理解が関係諸方面に得られていない現実はあるのかなと思っています。

(4) サイバー対処能力強化法等

しかし、ゆっくりと理解を広めていけば良いのではないとも言っていない状況があるようにも思われます。

これもご承知のように、サイバー対処能力強化法及び同整備法で、㉗「官民連携の強化」、㉘「通信情報の利用」、㉙「アクセス・無害化措置」が定められました。メディア的には通信の秘密との関係で㉘「情報通信の利用」がどこまで認められるかということに関心が集まったのですが、その前提として㉗「官民連携の強化」が定められ、情報共有をもっとより一層行っていきましょうという枠組みが定められました。

そのような中で、提出された情報をどこでどうやって扱うのか、この官民連携の中には当然警察も入ってくるので、捜査に関係する情報も当然あり得るわけです。その場合に、この情報をどう扱うかということについて、提供してもらったはいいけれども、刑訴法 47 条があるから、結局はこれを秘匿しておく、ということであれば、何のために情報提供するのか、民間会社の側としてもインセンティブはないです。いわゆる官民連携の形が今後どうなっていくかというのはこれから明らかになっていくわけですが、いわゆる ISAC (Information Sharing and Analysis Center・各業界内での脅威情報等の共有・分析のための組織) などで、お互いに情報を提供してもよいというところであっても提供できないということではあっては困るのではないか、そういう問題もあると思っています。

そうしますと、最初にお話ししたこともそうですが、捜査に関係するような書類、情報を公にすることとはどういう意味を持っているのかを改めて考える必要があるということになります。

(5) 捜査書類(情報)を「公に」することの意味

すでに 3 年ぐらい前になるわけですがけれども(令和 5 年 3 月)、当時の NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)のサイバーセキュリティ協議会で、『サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス』がまとめられ、そこで非常に有効な整理がされています。ある組織から被害情報などを外に出すというのも、様々なものがあるわけです。

例えばいわゆる「情報共有」、これはセキュリティの専門家の間でどういう被害があったのかというサイバー攻撃情報などを専門家たちが知りたいという問題と、あるいは先程のアサヒグループホールディング(GHD)、アスクルのようにそれを世間に「公表」するのは全然意味合いの違うものであることを明らかにしています。情報を「公に」したとしても、その後の情報の広がり全然違うわけです。

あるいは「通報」という言い方をしていますけれども、企業などですと監督官庁との関係で、ある事象があった場合には通報・報告の義務があるという場合もあります。

それからそこまではいかなくても、企業の取引先などとの関係でいち早く「連絡」しなければいけないということもあります。

すなわち、いろんなレイヤーでのいろんな連絡の仕方があるというところです。

こういう整理を折角しているわけですので、この考え方を刑訴法 47 条の「公にする」ということの解釈に織り込んでいく必要もあるのではないのかと考えています。たしかに、いかなる情報を扱うのかというのも、これは「言うは易し」で、なかなか難しいのが現状です。ただし、ある特定の企業が対象になりましたということを知る必要は必ずしもなく、セキュリティの専門家にとっては、どういう形でロシア系ハッカー集団の「Qilin」というグループがそういう攻撃を仕掛けてきたのか、という攻撃技術情報だけを分離して、情報の共有であれば、そこだけを知ればよいといった場面、あるいはそういった考え方があるわけです。

ただ、どうしてもそういった攻撃技術情報と被害内容対応情報という企業の対応の内容とが結びついて来るので、この切り分けは難しいと思うのですが、こういう考え方に基づいて、「公に」した場合のプライバシーあるいはレプレーションに対するリスクなどを、最低限に出来るはずだということは言えると思います。これは、従前の議論ではあまりなかった観点だと言えます。

(6) 捜査書類（公判書類）の「利用」

少し話がずれますが、私にとって、問題が発覚した時に、正直、何が問題になるのかよく分からなかったという事象がありました。それは、平成9年に発生した、いわゆる酒鬼薔薇事件の捜査記録と審判記録についてです。これは、神戸新聞の記者が、情報公開請求したところで公表はしてもらえないだろうと分かりつつも、仮に情報公開請求すればどういうやり方になるのかを神戸家裁に問い合わせたところ、実はこれらの記録はすべて廃棄されていた、ということが、令和4年に明らかになりました。

そこで、これだけ大事な資料を廃棄していいのか、ということで大騒ぎになって、裁判資料の保管に関して最高裁も動く、ということになったわけですが、翻って考えますと、これらの資料について、保管しておいて、いったい何に使うということなのでしょうか。

研究であるとか、将来に使える場合があるかのように言っているのですが、家裁の審判記録を法律家に渡すということはないでしょうし、さらに、心理学や精神医学の研究の文脈などでどこまで使われているのでしょうか。

むしろ、酒鬼薔薇事件については、革マル派が一時期、被疑者とされた少年は真犯人ではないなどと主張して、鑑定のための資料のあったどこかの病院に侵入してそれを盗みだし、その資料が月刊誌に掲載されたこともありました。また、これとは別の事件ですが、奈良の有名進学校の生徒が一家を殺害して放火した事件での資料が、鑑定医からジャーナリストに流れて出版されてしまったということもありました。これらの資料は、公にされると絶対に困るものですし、奈良の事件に関しては鑑定医が秘密漏示罪で有罪にまでなっているわけです（最決平成24年2月13日〔刑集66巻4号405頁〕）。そうであるならば、裁判所としても、そうした記録を保存しておきたくないということ

になります。逆に、「保存しておくように」ということであれば、やはり、裁判・審判以外にも使うことを考えているということではないのでしょうか。

そうしますと、特に少年事件の捜査等の記録はプライバシーに関する情報の塊なので、確かに、そう軽々には使えるものではないのです。しかし、そういった部分を捨象した記録・情報であれば、むしろ研究とか、あるいは今後の対策とか、そういったようなことに使っていくことがあるのだというように考えなければ、なぜ、少年事件に関する記録の廃棄を問題にする必要があるのか分からないことになります。

そのように考えますと、実は、先にも紹介しましたが、野木新一検事が立法当時に「社会教育にとって使えるのではないか」と主張されていたことは、重要な意味を持っているのではないかということが言えるのではないのでしょうか。

そういったようなことも、少し考えたりしています。

5 一応のまとめ

最後に、一応のまとめに入りたいと思います。

(1) 刑事訴訟法 47 条の法意

まず、刑訴法 47 条の法意としては、その本文は、①関係者らの名誉やプライバシーの保護を重視するものです。また、立法当時に言われていた公序良俗というのは最近あまり強調されていないようにも思いますが、結局のところ、公序良俗というのは、むしろ、②捜査や刑事公判への不当な影響の防止といった要素とも関連するような形で、今は溶け込んでしまっているとも言えそうです。

ですから、結局のところ、考えるべきなのはこの①と②の観点であり、その根拠から公にすることは原則許されないと理解すべきことになります。

これに対して、但書の規定する公にすることが許される場合については、公にすることの目的、必要性の有無、程度との相関的・比較衡量的な判断がなされるべきことになります。これは他の裁判で使うという限られた分脈においてはありますが、最高裁としてもそのような方向性が示されているし、元々そうだったのではないかと考えられます。すなわち、国政調査権であるとか、他の裁判所による取り寄せ等の場合に限定されるものではないし、現実にはそうはなっていないということです。

(2) 捜査書類（情報）を「公に」することの意味

そのように刑訴法 47 条の法意を考えた上で、さらに問題とすべきなのが、結局、「公にする」ということの意義です。従前は、「公にする」が、ほぼイコールで「世間への公表」ということであると無意識のうちに考えられていたように思われます。しかし、むしろ、最近の 4 件の最高裁判例でも「公にする」ということの意味が違っていると言えます。

そうしますと、ここで言う「公にする」というのは、刑事司法機関など、刑事司法という文脈での訴訟に関する書類の保管者から、外に出すというだけのことであって、外に出した後、それをどういう形でその情報を処理していくのか、使っていくのかということについては、様々なレイヤーでの様々な利用の仕方というのがあるのではないかと。そういう理解を今後分析していかなければいけないのではないかとという問題意識なのですが、本日、こういう講演をさせていただく機会を得たことで初めて、私自身の考え方をまとめることが出来ています。

(3) サイバーセキュリティ確保との関連で個別的判断すべき事項では？

最後に、そういう理解を前提にしますと、サイバーセキュリティ確保との関係でも、その公益目的といいますか、必要性との相関的な目的で個別的な判断、先程挙げました『サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス』の考え方をベースにしながら、どこでどういう形で使えるのかというのを、サイバー対処能力強化法での官民連携の文脈に含めて個別に考えていく必要があるのではないかと、ということを指摘しておきたいと思っています。

あるいはAPT攻撃などであれば、いわゆるアトリビューション（attribution・サイバー攻撃やサイバー犯罪で、その犯行主体や手口・目的を特定するなどの活動）が問題となりますが、そこまでプライバシーの利益に関わる情報を公にしているのだろうかというようなことも考える必要があるでしょう。もちろんサイバー攻撃を受けた被害者の側に対する配慮は必要ですが、それ以上のサイバー攻撃をやめさせるための抑止力といいますか、プレッシャーとしてのアトリビューションであれば、これは、むしろ積極的に行うべきではないかなというように思います。

以上が、本日の講演内容となります。非常にまとまりのない話で、捜査実務を知らない人間が描きがちな絵空事だという話もあろうかと思いますが、今後考えていかなければならない課題の問題提起という観点を示したことで、私の話を終えることにしたいと思います。

長時間にわたりご清聴頂き、ありがとうございました。

[講演資料]

サイバーセキュリティと情報——刑事訴訟法 47 条と情報を「公に」の意義——

警察政策学会刑事警察研究部会 (R8.6.17)

星 周一郎 (東京都立大学)

1. サイバーセキュリティの現状

- ・サイバー攻撃の脅威情報 (ex. APT 攻撃グループ) + インターネット空間の悪用犯罪
- ・被害の未然防止・拡大抑止に向けた取組 (「R7 におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」)
犯人検挙だが公判前・犯人未検挙事案での捜査情報の「有効活用」はあるか？

刑訴法 47 条

訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを**公に**してはならない。

但し、①公益上の必要②その他の事由があつて、③相当と認められる場合は、この限りでない。

2. 刑訴法 47 条の制定の経緯

- ・旧刑訴法 55 条 (47 条本文に関する規定)
 - ①訴訟関係者を中心とした名誉・秘密保護の必要性 (小山)
 - ②社会安定を図る必要性 (牧野)
 - ③公判審理上の障害発生防止 (平井)
 - ④社会的に影響を及ぼさない開示は可能 (宮本)
- ・現行法 47 条の制定
刑訴応急措置法後の改正作業で「但書」追加 → 現行法
 - (1)国会による捜査機関への捜査中記録の取寄せ (国会法 104 条)
 - (2)裁判所等の、民事訴訟・行政訴訟等での起訴前記録の取寄せ

3. 刑訴法 47 条に関する見解

- ・刑訴法 47 条本文の意義
 - ①訴訟関係者の名誉毀損・②公序良俗侵害・③裁判に対する不当影響の各々防止
→③③には捜査も含む * 最決 H16・5・25 (民集 58-5-1135) * 証拠収集妨害
- ・同条但書の意義
 - ①「公益上の必要」：①国政調査権 ②他の裁判所からの開示要求 ③社会教育？
 - ②「その他の事由」：民事裁判所からの取寄せは該当／被害者訴訟等非該当 * 報道
 - ③「相当と認められる場合」：④公にすることの利益 ↔ ⑤発生予測可能な弊害
判断者——当該書類の保管者 (立案担当者・判例・通説)
- ・近年の最高裁判例
 - ①最決平成 16 年 5 月 25 日 (民集 58 巻 5 号 1135 頁) X 保険金詐欺関連の供述書類
 - ①当該書面は X の主張立証に不可欠でない ②共犯者・第三者の利益侵害
 - ②最決平成 17 年 7 月 22 日 (民集 59 巻 6 号 1837 頁) 警視庁所持の令状
 - ①不可欠でないが取調要の客観証拠 ②利益侵害なし・呈示済み・捜査等影響無
 - ③最決平成 19 年 12 月 12 日 (民集 61 巻 9 号 3400 頁) 勾留判断根拠の被害者調書
 - ①準抗告で勾留取消し・根拠資料要 ②被害者も訴訟・国側が③供述内容の提出
 - ④最決令和 6 年 10 月 16 日 (判タ 1533 号 22 頁) 業横無罪事件国賠・第三者の録録
 - ①検察官言動につき記録は最適証拠 ②第三者が反対せずプライバシー配慮

4. 刑法 47 条にいう「公に」の意義

- ・「公にする」とはいかなる状況を指すのか
 - 勾留理由開示請求の判断とするため —— 当事者への開示
 - 裁判所が資料として取り寄せる —— 裁判公開原則での公示
 - 国政調査権との関係での資料収集 —— 国会審議等での公示
 - メディアからの開示請求 —— メディアを介した公示
 - これらは「同次元」での「公にする」なのか？
- ・「公開捜査」との関係
 - 指名手配等——世間一般への公示 * その他報道を介した「手配」
- ・サイバーセキュリティとの関係
 - ex 1. サイバー犯罪の国際協調捜査
 - ①犯人検挙して日本で公判開廷 —— 「公に」できる
 - ②犯人検挙不可 or 国外で訴追 —— 「公に」できない？
 - ②の場合には CS 対策での利用不可・①ならば可能？ そのために「起訴」？
 - ex 2. サイバー攻撃被害者の認識・方針
 - ex. レピュテーションリスク等への懸念・CS における情報の共通認識の有無
 - 被害者の意思に反した情報の扱い？ cf. 性犯罪の非親告罪化
 - ex 3. サイバー対処能力強化法・同整備法等との関係
 - ㊦官民連携のさらなる強化
 - ㊦通信情報の利用
 - ㊦アクセス・無害化措置
 - 情報の共有等
 - ①いかなる範囲での情報を提供・共有するか cf. 被害者自身の判断
 - サイバー攻撃被害に関する視点
 - 共有（専門家 COM での共有）・公表（プレス）
 - 通報（監督官庁・警察）・連絡（顧客・取引先等の連絡）
 - * 「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドライン」（R5）での方針
- cf. 裁判関係書類（事件記録等）の「利用」と現実
 - 酒鬼薔薇事件の裁判（捜査・審判）資料破棄問題（2022 年）と保存の意義

5. 一応のまとめ

- ・刑事訴訟法 47 条の法意
 - 本文：①関係者らの名誉・プライバシー保護 cf. 公序良俗……
 - ②捜査・刑事公判への不当な影響の防止
 - 但書：公にする目的・必要性の有無・程度との相関的・比較衡量的判断
 - cf. 国政調査権・他の裁判所による取り寄せ等に限定されず
- ・捜査書類（情報）を「公に」することの意味
 - 旧見解：「公に」する ⇔ 世間への公表？
 - 現実務：刑事司法機関等保管者の刑事司法以外文脈での「提供」

警察政策学会資料 第149号

サイバーセキュリティと情報について
～刑事訴訟法第47条と情報を「公に」の意義～

令和8（2026）年8月

編集 警察政策学会
刑事警察研究部会

発行 警察政策学会

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-5-5 後藤ビル2階
電話 (03) 3230-2918・(03-3230-7520)
FAX (03) 3230-7007